



道路工事現場の保安施設の表示について

技術基準の種類: 安全対策
通知日 : 平成12年3月13日

管 号 外
平成12年3月13日

各 土 木 事 務 所 長 }
鳥 取 港 湾 事 務 所 長 } 様
姫 路 鳥 取 線 用 地 事 務 所 長 }

管 理 課 長

道路工事現場の保安施設の表示について

円滑な道路交通と現場作業員の安全を確保するため、道路工事現場における保安施設の設置については、「保安施設設置基準」により実施しているところですが、建設省の「現道工事における保安施設配置図（案）」に準じて、標示板「右（左）によれ」（別図）を設置している工事現場については、表現が命令調であることから、今後は、表現を「右（左）へ」に統一することとします。また、工事現場に設置される各種標識の表現は命令調とならないよう請負業者に対して指導するよう貴所属職員に周知徹底してください。